

共同住宅に設ける多数の者が利用する駐車場の取扱い

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条第1項

【内 容】

共同住宅に設ける駐車場が、居住者を対象とした契約者専用であることにより、一駐車区画ごとが特定の者の利用にのみ供するものである場合、その駐車区画は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条の規定により読替えて適用される同法施行令第17条第1項に規定する「多数の者が利用する駐車場」に該当しないものとする。

なお、居住者を対象としても契約者専用でない場合や来客者等も使用する場合は、「多数の者が利用する駐車場」に該当する。

【解 説】

藤沢市では従前より、共同住宅に設ける駐車場における「多数」の判断は、駐車場全体を対象とするものと解しており、居住者を対象とした契約者専用であることに関わらず「多数の者が利用する駐車場」に該当するものとしていた。

しかし、2021年5月6日付け神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課（以下「県建築指導課」という。）ホームページ掲載のバリアフリー法関連よくある質問（第4章関係）の回答において、共同住宅の居住者は「多数の者」に該当するが、駐車場において「多数」を判断する範囲は一駐車区画ごとであると解される考え方が示された。

これを受けて藤沢市では、共同住宅を特別特定建築物に追加している根拠が、神奈川県条例である「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」第29条第1項の規定であることから、県建築指導課の考え方はその趣旨を満たすことができるものとして、これに合わせることにした。

【参 考】

2021年5月6日付け神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課ホームページ掲載 バリアフリー法関連よくある質問（第4章関係） 抜粋

質問

共同住宅には、車椅子利用者用駐車施設の設置が必要ですか。（R3.5.6追加）

回答

共同住宅に設ける駐車場が、来客者等も使用する駐車場である場合には、「多数の者が利用する駐車場」に該当することから、車椅子利用者用駐車施設の設置が必要です。

一方、契約者専用駐車場のよう特定の住民のみが使用する駐車場である場合には、「多数の者が利用する駐車場」に該当しないことから、車椅子利用者用駐車施設の設置義務はありません。

【取扱い開始時期】

2021年 8月11日